

これから耐震改修を取り組まれる皆さまへ

設計者の選定・契約

ご注意ください

- ・京都府木造住宅耐震診断士の資格を有する設計士さんに、業務を委託してください。
- ・設計者の選定はご自身で行ってください。
- ・設計者との契約については、契約書の作成をお願いします。
- ・工事監理業務は設計業務に含むものとしてください。
- ・設計、施工を一括発注される場合は、契約書を分けてください。

実施設計

- ・耐震補強以外にリフォーム等を同時にお考えの場合、耐震補強設計とそれ以外の設計とに区分してください。
- ・診断の基準は(財)日本建築防災協会 発行「木造住宅の耐震診断と補強方法」によってください。
- ・補強設計後の診断評点の算出は上記、基準によるものとし診断法は「一般診断法」又は「精密診断法」としてください。

工事施工業者の選定

- ・リフォームの活用等を図っていただき、ご自身で施工業者の選定を行ってください。
- ・耐震補強以外にリフォーム等を同時にお考えの場合、耐震補強工事とそれ以外の工事に区分してください。
- ・施工費見積書は補強設計者が内容をチェックをしていただきなるべく、見積書に補強設計者の記名・捺印をお願いします。
- ・施工費見積書の様式は自由ですが、作成にあたっては「一式」数量ではなく、項目・単価・数量の明示をお願いします。

補助金交付申請書の提出 (別記第1号様式)

- ・交付申請書(別記第1号様式)により補助金の申請をしていただきます。
- 申請書裏面に提出書類一覧がありますので、必要な提出書類を添付・提出してください。
- ・申請建物が共有名義の場合は、代表者により申請してください。なお、その際に他名義人の同意書は必要ありません。
- ※交付決定通知後、以下の手順により速やかに工事着手して下さい。決定した補助金の交付できない場合があります。

交付決定通知

工事施工業者との契約

- ・交付決定通知後、工事施工業者さんと契約を締結して下さい。なお、書面による契約締結をお願いします。

工事着手届の提出

- ・契約締結が完了されましたら、工事着手までに「工事着手届」(別紙様式)に工事請負契約書の写しをはじめ、所定の資料を添付して、提出してください。

耐震補強工事

- ・工事中の記録写真は、補助金の交付に必要な実績証明書に要する資料であるだけでなく、工事品質の証明・瑕疵の証明等、工事完了後の重要な資料となるものです。最低限以下の点に留意して、写真管理されることをお勧めします。
「建物全景（補強前・補強後）」
補強要素各部位ごとに
「工事着手前（現況）」
「躯体の現況」
「補強要素設置状況」
「補強要素設置完了」
「工事完了」

変更申請書 (第4号様式)

- ・工事中に補助申請の内容が変わるような事柄
例) 仕上げをめくると、土台が腐っており新たに補強が必要となった
例) 想定していた以上に、仕上げ撤去範囲を少なくし補強要素の設置が可能となった
例) 想定外の事由により、予定していた工期を越えて完成がずれ込みそうな場合
などなど・・・

変更承認通知

このような、申請内容の変更が出そうな場合は、速やかに、当課にご相談頂いて変更申請の手続きをとってください。内容変更があるにも関わらず、そのまま放置されていますと、補助金の交付ができない場合があります。

交付申請取下届 (第6号様式)

- ・補助の申請を取り下げたい場合
速やかに、当課にご相談頂いて申請取下げの手続きをとってください。

実績報告書の提出 (第7号様式)

- ・工事が完了しましたら、実績報告を提出してください。
- ・実績報告にあたり工事監理者(補強設計者)の耐震性能の確認をお願いします。
- ・提出された実績報告書に基づいて、審査後、市役所担当職員が、工事の完成確認を行います。
(この際に、申請者・設計者・監理者・施工業者等の関係者の立会いをお願いします)
- ・補助金確定通知後、補助金請求書を提出してください。

補助金確定通知書

補助金請求書の提出

耐震化完了

木造住宅耐震改修事業に関するお問い合わせは・・・

亀岡市 土木建築部 建築住宅課 まで

TEL 0771-22-3131(代表) FAX 0771-23-5000